

■ 堺市・美原町の合併を承認・すべての合併協議を終了



平成16年3月17日、堺商工会議所会館で、第10回の合併協議会が開催され、すべての協定項目についての協議が終了しました(今回提案された案件の主な内容については下記のとおりです)。
また、これまでの協議内容をふまえ、堺市と美原町の合併について協議され、採決の結果、議長である会長を除いた出席委員等31名のうち、29名の賛成により承認されました。

● 合併の期日は平成17年2月1日

基本4項目については、次のとおり承認されました。

1 合併の方式

合併の方式は、美原町の区域を堺市に編入する**編入合併**とします。

2 合併の期日

合併の期日は、**平成17年2月1日**とします。

3 市の名称

新市の名称は、**堺市**とします。

4 事務所の位置

新市の事務所の位置は、堺市南瓦町3番1号(**現堺市役所**の位置)とします。

● 議会の議員の定数及び任期、特別職の職員の身分の取扱いなどを承認

議会の議員の定数及び任期については、

合併特例法による特例を適用し、美原町議会の議員全員が、新市の議会の議員として平成19年4月末(現在の堺市議会議員の任期)まで在任します。また、合併後最初の市議会議員の一般選挙の際には、現在の美原町の区域に選挙区を設け、2名の議員が選出されることになります。これにより、美原町の区域からの住民の代表者が、新市のまちづくりを見届け、条例や予算等の審議をはじめ、住民の生活に関わる重要な事項の決定に関わっていくことになります。

特別職の職員の身分の取扱いについては、

美原町長、助役、収入役、教育長など美原町の常勤の特別職の職員の取扱いについては、新市における円滑なまちづくり推進や、支所行政のあり方などを考慮しつつ、堺市長、美原町長が別に協議して定めることになります。